指認証型カード式貸金庫規定

・「指認証型カード式貸金庫」のお取引については、本規定によりお取扱いいたします。

北 門 信 用 金 庫
（令和８年６月１日公表）

（格納品の範囲）

第１条　指認証型カード式貸金庫（以下「貸金庫」といいます。）には、つぎに掲げるものを格納することができます。

（１）公社債、株式、その他の有価証券

（２）預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類

（３）貴金属、宝石その他の貴重品（ただし、壊れやすいものは格納できません。万一、き損した場合は当金庫では責任を負いません。）

（４）前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

２　当金庫は、前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

３　貸金庫には、つぎに掲げるものを格納することができません。

（１）現金（外国通貨含）その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与拡散金融の不正利用防止の観点からリスクの高いと考えられるもの

（２）危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

（利用目的の確認）

第２条　貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与拡散金融の不正利用防止の観点から、格納品が第１条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。

２　貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外のカメラ撮影、場合によっては利用時の職員の立ち合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

（契約期間）

第３条　この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する３月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申し出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

（使用料）

第４条　貸金庫の使用料は末尾記載の料金表により１年分を前払いするものとし、毎年４月の当金庫所定の日に借主が指定した預金口座から払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を１カ月として、その月から最初に到来する３月末までの月割計算により支払ってください。

２　使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

３　契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

（鍵の保管）

第５条　貸金庫に付属する正副鍵２個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

（カードの発行等）

第６条　貸金庫の利用にあたっては、届出の印章により指認証型カード式貸金庫カード発行依頼書を提出して下さい。当金庫は「貸金庫カード」（以下「カード」といいます。）を発行します。カードは借主ご自身が保管して下さい。

２　代理人は２名まで指定することができ、代理人を指定するときはその代理人の氏名等必要事項を指認証型カード式貸金庫カード発行依頼書によって届出て下さい。

この場合、当金庫は代理人が使用するカードを発行します。

（貸金庫の開閉等）

第７条　貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が、正鍵を使用して行ってください。

２　貸金庫室への入室に当たっては、借主または代理人がカードを所定のカード読取機に挿入してください。開庫は指認証照合機により照合し、正鍵で開錠してください。
３　格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
４　使用後は、正鍵により施錠してください。
施錠の失念により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
５　停電、機器の障害等によりカードによる照合機の取扱ができないときは、当金庫所定の貸金庫開閉依頼書に借主または代理人の住所、氏名を記入し、カードとともに提出してください。
６　カード、指認証、正鍵により当金庫所定の手続きに則り貸金庫を開閉した者を借主（正当な契約者）とみなします。なお、この場合、当金庫は開閉者の性別、年齢等の確認はいたしません。

（届出事項の変更等）

第８条　印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項の変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出て下さい。この届出の前に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
正鍵またはカードを失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。
２　届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到達したものとみなします。

（印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い）

第９条　印章、カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
２　正鍵またはカードを失った場合、またはき損した場合は、錠前、鍵の取替、カードの再発行に要する費用をお支払いください。
なお、当金庫が貸金庫の変更を求めた時は、直ちにこれに応じてください。

（カード・指認証、印鑑照合等）

第１０条　照合機によりカードを確認し、指認証された後に貸金庫の開閉を取扱いましたうえは、カードまたは指認証等につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
なお、第７条第５項の場合に当金庫窓口においてカードを確認し、貸金庫開閉依頼書の記載事項と申し出との一致を確認のうえ取扱いました場合も同様とします。
２　諸届、その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないと認め開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
なお、使用される鍵ならびにカードについて、当金庫は確認する義務を負いません。

（損害の負担等）

第１１条　災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。
このために生じた損害についても当金庫は責任を負いません。
２　前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
３　借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

（反社会的勢力との取引拒絶）

第１２条　この貸金庫は、第１３条第３項（１）、（２）ＡからＦおよび（３）ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、そのいずれかに該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。
このために生じた損害についても当金庫は責任を負いません。

（解約等）

第１３条　この契約は、借主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡して下さい。
なお、カード、正鍵または印章を失った場合に解約するときは、このほか第９条に準じて取扱いします。
２　次の各号のひとつでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡して下さい。第３条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
（１）借主が使用料を支払わないとき
（２）借主について相続の開始があったとき
（３）借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由、または格納品の変質等により当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはその

おそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
（４）店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
（５）借主または代理人がこの規定に違反したとき
（６）カードの改ざん、不正使用等、当金庫がカードの利用を不適当と認めたとき
（７）借主名義人が存在しないことが明らかになったとき、または借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
（８）本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
（９）法令で定める本人確認等における確認事項や第２条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
（１０）マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

３　前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第１項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。
（１）借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
（２）借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
Ａ．暴力団
Ｂ．暴力団員
Ｃ．暴力団準構成員
Ｄ．暴力団関係企業
Ｅ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
Ｆ．その他前各号に準ずるもの
（３）借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
Ａ．暴力的な要求行為
Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為
Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
Ｅ．その他前各号に準ずる行為

４　第１項、第２項または第３項の明渡しが３カ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して、公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

５　使用料その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは当金庫から請求がありしだい支払ってください。

（通知等）
第１４条　届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

（貸金庫の修繕、移転等）
第１５条　貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

（緊急措置）
第１６条　法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

（譲渡、転貸等の禁止）
第１７条　貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。

（個人情報の取扱い）
第１８条　借主および代理人は、貸金庫業務ならびに利用目的達成に必要な範囲で、生体認証情報を含む個人情報を当金庫が取得することに同意します。

（規定の変更）
第１９条
（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

（使用料）　　料　金　表

項　　目	金　額
貸金庫年間使用料　高さ　　６．０ｃｍ	１１，０００円
貸金庫年間使用料　高さ　１０．０ｃｍ	１３，２００円
貸金庫年間使用料　高さ　１４．０ｃｍ	１６，５００円
貸金庫カード再発行手数料	１，１００円
鍵の喪失・き損による錠前・鍵の取替費用	実　費

（令和８年６月１日現在）